

第32回 仙台市広瀬川清流保全審議会議事概要

◆ 日 時 : 平成19年11月29日(木) 午後3時～午後5時

◆ 場 所 : 市役所本庁舎 2階 第二委員会室

◆ 出席者 :

《審議会委員》(14名/16名)

金子 賢司 広瀬・名取漁業協同組合理事

日下 俊一 仙台弁護士会

小浜 暁子 東北工業大学環境情報工学科講師

近藤 初音 (財)日本野鳥の会宮城県支部

佐藤 基温 宮城管内町内会長連絡会

佐藤 由香 仙台南地区広瀬川環境美化推進協議会

外山 竹比古 仙台森林管理署長

◎西村 修 東北大学大学院工学研究科教授

西山 浩一 (社)宮城県建築士会仙台支部

松澤 保佑 北部広瀬川愛護推進協議会会長

○松本 秀明 東北学院大学教養学部教授

三浦 良信 宮城県土木部長 (代理:伊藤河川課長)

南 哲行 国土交通省東北地方整備局河川部長 (代理:松川河川環境課長)

森谷 寛 作並温泉旅館組合長

(◎:会長 ○:副会長)

《事務局》

梅原 克彦 市長

犬飼 良次 建設局長

庄子 稔 建設局理事

大崎 啓一 建設局百年の杜推進部長

身崎 尚 建設局百年の杜推進部参事兼公園課長

篠崎 淳 建設局百年の杜推進部百年の杜推進課主幹兼企画調整係長

小坂 幸一 建設局百年の杜推進部青葉山公園整備室長

早坂 昇 環境局環境部環境対策課水質係長

宮城 重通 青葉区建設部道路課長

青田 茂雄 建設局百年の杜推進部河川課長

遠藤 守也 建設局百年の杜推進部河川課主幹兼広瀬川創生室長

◆ 欠席者 植松委員, 木村委員

◆ 司 会 河川課広瀬川創生室長

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 市 長 挨拶
4. 会長及び副会長の選出
5. 広瀬川の清流を守る条例について
6. 議 事（報告事項）
 - (1) 青葉山周辺地区道路整備について
 - ① 市道青葉城線 法面災害対策工事
 - ② 市道青葉山亀岡線 法面災害対策工事
 - (2) その他

広瀬川河川敷の「包括占用許可」の取得について
7. 閉 会

議事概要

<p>(司会) 広瀬川創生室長</p> <p>市長</p> <p>(司会)</p>	<p>(開会) ただ今から「第32回仙台市広瀬川清流保全審議会」を開会する。</p> <p>(委嘱状の交付) 梅原市長より委員の委嘱状を交付</p> <p>なお、植松委員、木村委員は本日所用により欠席という連絡を受けている。</p> <p>(挨拶)</p> <p>(会長及び副会長の選出) 会長及び副会長は条例施行規則第3条に基づき、委員の中から互選により決めることとなっている。 会長、副会長にご推薦等はないか。</p>
---	---

松澤委員	<p>前任期中に、副会長を務めた西村委員に会長を、また、副会長には、当審議会を長年務めている松本委員にお願いしたい。</p>
(司会)	<p>全会一致で会長は西村委員に、副会長は松本委員が就任</p>
西村委員 松本委員	<p>会長、副会長より挨拶 (会長挨拶) (副会長挨拶)</p>
(司会)	<p>(広瀬川の清流を守る条例について) 次に「広瀬川の清流を守る条例」の概要について説明する。</p>
河川課長	<p>(1) 条例制定の背景</p> <p>昭和30年代後半から、全国的に高度成長に起因する水質汚濁やごみの不法投棄が深刻な状況となり、同様に広瀬川も水質が悪化したため、市民が自ら河川清掃を実施するなど水質改善に努めてきた。</p> <p>一方、昭和40年代には、人口の増加に伴い、マンションやアパートの建築が増加する中で、広瀬川のすぐ近くにも、周辺のたたずまいを大きく阻害するようなマンションが建てられてしまった。</p> <p>そこで、景観の保全のための規制について新たな条例が必要となり、水質保全と併せ、水質汚濁防止法と建築基準法を合体させた規制をイメージしながら検討することとした。</p> <p>このため、「清流」とは、ただ水がきれいなだけを言うのではなく、清流のシンボルである、アユやカジカガエルが生息する豊かな水とそれと一体をなす自然崖や丘陵、さらに植生や野生動物を含む流域の自然的環境を包括したものと位置づけている。</p> <p>(2) 条例の目的・趣旨</p> <p>条例の趣旨は、「広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにし、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めるもの」としている。</p> <p>(3) 条例の枠組み</p> <p>条例の枠組みは、市民、事業者、行政の責務を規定し、仙台市広瀬川清流保全審議会の設置及び清流の持つ自然環境と水質や動植物の保全の二つを柱とし、流域の自然や景観を守るための「環境保全区域」と、流域の水質を守るための「水質保全区域」を指定し、区域内での該当行為を許可制としている。</p> <p>また、環境保全区域内における建築物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採、動植物の捕獲などの行為に対する許可基準を設定するほか、水質保全区域内の工場や事業所、住宅団地等からの排出水の濃度及び総量を規制するため、各流</p>

域の水質管理基準等を設けている。

(4) 実効性の担保

これらの制度の実行性を担保するために、無許可行為の中止命令、原状回復のための措置及び改善、停止命令、排水処理施設の完了検査のほか、立ち入り調査を規定している。また、命令違反に対して、1年以下の懲役や10万円以下の罰金など、罰則規定も設けている。

(5) 審議会の役割

広瀬川清流保全審議会は、条例に基づく権限に関する事項の審議のほか、清流を守るための重要な事項を調査、審議するための機関であり、学識経験者、関係行政機関等から委員を選出している。

また、専門の事項を調査審議するために、専門委員会を置くことができ、その際、臨時委員を任命することができる。

専門委員会は、条例の施行に当たり、環境保全及び水質保全に係る許可基準の調査審議のため、昭和50年に「環境部会」「水質部会」が設置された。

(6) これまでの審議経過

資料2のとおりである。

(7) 環境保全区域内の行為規制

環境保全区域は、上流は青葉区上愛子にある柿崎橋から、下流は太白区根岸の宮沢橋までとし、3種類の区域に分け、その地域特性により工作物の新築、改築、宅地の造成及び木竹の伐採などの行為を規制している。

「特別環境保全区域」は、地形、地質、植生、野生動物を含む自然環境が保たれており、緑豊かな丘陵で流域の自然景観と密接な眺望域として、大年寺、経ヶ峰、青葉の森、青葉山を指定している。この区域の規制方針は、建築、開発行為等を重点的に規制することとなっており、建ぺい率、高さ規制など最も厳しい区域であり、開発は原則として認めない。

「第1種環境保全区域」は、自然崖がほぼ人の手が加わらない状態で残っており、植生状況も概ね良好な区域及びその区域の自然環境と一体性を持たせることが特に必要な区域となっている。

自然崖に人の手を加えることを極力避け、自然崖の地質や植生、流水抵抗の状況、建築物等の用途、規模に応じた植栽をすることなどにより、自然環境に調和させることとしている。

「第2種環境保全区域」は、護岸などにより自然性が失われ、植生状況も良好とはいえないが、他の環境保全区域と不調和とならないよう積極的な自然創出が望まれる区域となっている。

人工的な手法によるその他の環境保全区域、流域の自然と調和した環境を作るよう誘導する。

(8) 建築物等の高さ・建ぺい率

環境保全区域内で建築物を新築、増築する場合は、建築物の高さを10m以下、または20m以下に抑え、建ぺい率についても各区域と用途地域により30%から60%以下に抑えるよう規制している。

<p>(司会)</p>	<p>(9) 空地の確保 植栽可能な土地を敷地面積の30%以上確保することを義務付けている。</p> <p>(10) 屋根や壁の色彩 建築物の色は、広瀬川の緑に調和する、暖色系でかつ鮮やかさを抑えたものとし、色相・彩度・明度のマンセル値により範囲を決めている。</p> <p>(11) 木竹の伐採 特別環境保全区域及び河川に接する土地については3m, その他の土地では5mを越える樹木の伐採を禁止している。</p> <p>(12) 環境保全区域許可件数 平成15年度から平成18年度までの許可状況は表1のとおりである。</p> <p>(13) 水質保全区域 水質保全区域は、アユが棲める水質を保全するため、旧宮城町との合併を契機に平成5年全流域に拡大した。</p> <p>(14) 水質保全区域内の基準 広瀬川的全流域を3つに区分し水質管理基準を設定し、さらに支流などの流域ごとに7つに区分し区域ごとの許容負荷量を設定している。さらに、7つの区分ごとに工場等の排出許容負荷量を設定している。</p> <p>(15) 工場等の排水濃度 広瀬川は、取水量が多く、上流から下流にかけての流量の差が小さいため、河川水による汚濁の希釈効果が望めない。このため、川の現状に合わせ、流量比によってその地点ごとの規制値を設定している。</p> <p>(16) 水質保全区域内の規制 1日あたりの平均排出量が10m³以上の工場等に対しては、排水の水質を規制している。また、すべての対象工場等の排水に対し、残留塩素や色などの外観、温度、臭気を対象としている。</p> <p>(17) BODの変化 広瀬川の上流から、相生橋、生瀬橋、愛宕橋の、3地点におけるBODは、いずれの地点においても、ほとんど1.5ppmを下回る安定した数値を示している。旧宮城町との合併に伴う水質保全区域の拡大を行った平成6年以降、水質改善の傾向が確認できる。</p> <p>(18) 公共下水道の普及率と広瀬川の水質の経年変化 下水道の普及率が、広瀬川の水質改善に寄与している。このような条例の取り組みに加え、市民の地道な清掃活動や下水道整備により、広瀬川は名水100選に選ばれるなど全国に誇れる清流にまで回復し、保全されている。 今後とも、委員皆様のご指導をいただきながら、条例の的確な運用を図り、広瀬川の緑豊かな自然とアユの棲める清流を保全していきたい。</p> <p>ただいまの説明に対し、委員から何か質問等がないか。</p> <p>なし</p>
-------------	---

<p>西村会長</p>	<p>(議事)</p> <p>議事の前に確認する。</p> <p>まず、会議の公開・非公開については、非公開となる事案がないので公開としてよろしいか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>それでは公開とする。</p> <p>傍聴されている方は、会議の円滑な運営を図るため、会議中の注意事項を厳守いただくようご協力をお願いします。</p> <p>本日の議事録の署名は、アイウエオ順で金子委員をお願いします。</p>
<p>青葉区道路課</p>	<p>(議事 (1) ①)</p> <p>はじめに (1) 「青葉山周辺地区道路整備について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>①の「市道青葉城線 法面災害対策工事」について説明する。</p> <p>(1) 工事場所 特別環境保全区域、国指定史跡「仙台城跡」内となっている。</p> <p>(2) 被害発生原因等 平成18年10月6日の降雨と推定される。 延長14m、高さ15m、厚さ1～2mと史跡への拡大が懸念される状況となっている。</p> <p>(3) 現地の状況等 地質調査により、今後さらに崩壊が想定される。上部が道路として利用されているため、斜面对策工が必要である。</p> <p>(4) 復旧基本方針 この行為は、道路法に基づく管理行為であり、条例上の手続きは不要であるが、災害復旧を迅速に実施し、学術、文化的価値への影響を最小限にとどめ、道路の安全(機能)、景観(環境)に配慮した次の復旧工法を選択する。 上段部：吹付法砕工(365㎡)・ロックボルト工(112本)・植生基材吹付工(197㎡) 下段部：連続繊維補強土(519㎡)・植生基材吹付工(519㎡) なお、植生基材等については、史跡内であることから、植物園と協議していく。</p> <p>(5) 支障木 崩落箇所周辺24本は工事に支障する。工事着手の際に、伐採木ができるだけ</p>

	<p>少なくなるよう努力する。</p> <p>(6) 工事工程 平成20年度5月に準備工を行い，9月までに完成させる。</p>
西村会長	<p>ただいまの報告に対して，委員の皆様からご意見，ご質問等があるか。</p>
松本副会長	<p>表層崩落部分まで保護工が必要か。他の部分と同じであり，景観上からもそのままよいのではないか。</p>
青葉区公園課長	<p>当該部分の外延部が拡大するおそれがあり，上部が道路であることから，安全確保には万全な対応が必要である。</p> <p>本来はもっと広範囲で行いたいところであるが，環境保全区域や史跡指定区域であることから工事範囲を必要最小限とし，緑化も図ることとした。</p>
外山委員	<p>森林管理署でも，同様に伐採して，緑化しながら崩落部の拡大を防止している。</p>
松本副会長	<p>崩落部は周辺からどのくらい見えるのか。</p>
青葉区道路課長	<p>崩落部は湾曲しており，八木山橋や竜の口川から見ほとんど見えない。東北工業大学からは見えるが，遠く，樹木があって見通せない。</p>
西村会長	<p>安全を確保しながら，周辺環境に配慮して工事されたい。</p>
西村会長	<p>(議事(1)②) 続いて②「市道青葉山亀岡線 法面災害対策工事」について事務局から説明をお願いします。</p>
青葉区道路課	<p>②の「市道青葉山亀岡線 法面災害対策工事」について説明する。</p> <p>(1) 工事場所 特別環境保全区域，国指定天然記念物「青葉山」，国指定史跡「仙台城跡」内となっている。</p> <p>(2) 被害発生原因等 平成18年7月21日の降雨と推定される。 延長200m，高さ10mと，落石等による人的被害が懸念される状況となっている。</p> <p>(3) 現地の状況等 地質調査により，今後さらに崩壊が想定され，斜面对策工が必要である。</p> <p>(4) 復旧基本方針</p>

	<p>この行為は、道路法に基づく管理行為であり、条例上の手続きは不要であるが、災害復旧を迅速に実施し、学術、文化的価値への影響を最小限にとどめ、道路の安全（機能）、景観（環境）に配慮した次の復旧工法を選択する。</p> <p>Type A（131㎡）：連続繊維補強土・植生基材吹付工 Type B（652㎡）：独立重圧板・ロックボルト工（157本）・連続繊維補強土工・植生基材吹付工</p> <p>なお、緑化については、天然記念物、史跡内であることから、植栽の有無（自然種子による回復）を含めて、植物園と協議していく。</p> <p>(5) 支障木 崩落法面上部等の27本は工事に支障するので伐採する。工事着手の際に、伐採木ができるだけ少なくなるよう努力する。</p> <p>(6) 工事工程 平成20年度3月に準備工を行い、7月までに完成させる。</p>
西村会長	<p>ただいまの報告に対して、委員から意見、質問等があるか。</p>
外山委員	<p>伐採範囲は、法肩からどのくらいまでか。普通は1 mぐらいだが、道路ということもあり、倒木の危険性を考えて広めにしておくべきだ。</p>
青葉区道路課長	<p>植物園は国の天然記念物であり、また、環境保全区域であるため、倒木危険性への対応は文化庁と協議しながら範囲を決めていく。</p>
西村会長	<p>今後、報告をするときには、提案された工法が、景観的にどのようなイメージになるのかわかる写真などを示してもらおうと議論がしやすいのだが。</p>
青葉区道路課	<p>今回の連続繊維補強土工の施工写真があるので示す。基材に種子を混ぜて吹き付けると完成時は茶色の法面となるが、すぐに緑化される。しかし、自然落下の種子の場合は、茶色の法面の状態が長期間続くことになる。</p>
西村会長	<p>周辺環境に配慮して工事されたい。</p>
西村会長	<p>(議事 (2)) 次は議事の (2) その他だが、事務局で何かあるか。</p>
河川課長	<p>事務局からは、資料4の「広瀬川河川敷の「包括占用許可」の取得について」報告する。</p> <p>本市は、杜の都のシンボルである広瀬川に関して取組むことは、とても重要なことであると考え、当初、広瀬川管理権限の移譲を受け、まちづくりを推進す</p>

るため、宮城県と協議を進めてきた。しかし、権限移譲には、様々な課題があるため、平成17年6月に協議を中止し、概ね解決される見通しがついた段階で再協議することとした。

しかしながら、権限の移譲によらず、「包括占用許可制度」によって利活用を進めることが可能なため、その許可取得に向けた協議を進めてきた。

(1) 包括占用許可制度の創設

包括占用許可制度は、地元住民に最も身近な行政機関である市町村が、主体的に取り組むことが利活用の向上に資することから、平成11年8月に「河川敷地占用許可準則」が改正され、新たに設けられたものである。

この制度により、市町村が、市民ニーズに連携した河川敷地の利活用を自主的に判断できるようになった。さらに、平成17年3月には、制度を利用しやすくするために、占用する施設が拡大されたほか、施設設置者にNPOが追加された。

(2) 包括占用許可の手続き

① 治水上などの支障が生じる恐れのない河川敷地について、宮城県と協議を行い、モデル地区として、宮沢地区を包括占用区域に決定した。

② 「包括占用許可申請」を平成19年9月に行った。

許可の申請の際には、運動場や緑地など、具体的に占用目的を特定することなく許可を受けることができる。

③ 包括占用の許可を取得後に、具体的な利用方法を決定する。

これまでの公園などの占用は、公園管理者が個々に占用の手続きを行っていたが、包括占用により、包括占用者を「河川課」で担当し、一般の占用の主体となっている「公園管理者」などが施設設置者となり、占用の窓口が一本化される。

④ 具体的な使用が決定した後に、工作物の設置等があれば河川法の許可申請を行う。

(3) 包括占用許可の概要

包括占用許可を受けた概要は次のとおりである。

① 許可取得区域：若林区石名坂、堰場地先

② 許可年月日：平成19年10月1日

③ 許可取得面積：約1.9ha

④ 占用期間：平成19年10月1日～平成22年3月31日

(4) 包括占用区域の状況

包括占用区域の場所は宮沢橋の上下流の寄州の部分で、ほぼ宮沢緑地河川公園と同様で、本年3月に、下水道の排水路のふたがけは完了しており、連続した平場となっている。

(5) 包括占用の効果

一般占用では、河川管理者の宮城県と施設設置者が占用手続きを行い、河川管理者から指示を直接受けていた。

包括占用許可を受けることにより、施設設置者からの占用の手続きについて

	<p>は、包括占有者の「河川課」が調整窓口となり、手続きが迅速化される。</p> <p>なお、イベントなどによる使用については、若林区公園課が引き続き窓口となる。</p> <p>(6) 今後の取り組み</p> <p>年度内に駐車スペースを整備し、その後、トイレや水飲み場の整備を検討していく。</p> <p>今後の検討区域は、宮沢地区のエリア拡大と、新たに、牛越地区、澱地区、仲ノ瀬地区の3箇所を考えている。</p> <p>包括占有を受けた宮沢地区に隣接する下流側の寄州部分は、現在宮城県が整地し管理しているが、今後区域拡大を協議し、利活用の効果などを検証し、必要に応じ見直していく。また、5月の連休に開催されるイベント「広瀬川で遊ぼう」の際のアンケート調査などにより、その効果等の検証を行い、必要に応じ、見直ししながら、市民が広瀬川の緑豊かな自然と清流に、より親しめるような利活用を積極的に推進していく。</p>
西村会長	<p>ただいまの報告に対して、委員から意見、質問等があるか。</p>
西村会長	<p>包括占有の許可により、堤外地の利活用がより一層推進されるが、利活用しやすくなったために起こる問題もある。事務局で慎重に検証しながら進めていただきたい。</p>
	<p>その他、委員から検討事項、議題等はあるか。</p>
松澤委員	<p>知事公館の法面保護工事はいつから行われるのか。生活道路であるので、事故等が発生しないよう早めに工事されたい。</p>
(司会)	<p>現在、実施設計中であり、年度内に着工すると聞いている。(広瀬川創生室)</p>
外山委員	<p>家庭ごみの有料化が決定したが、河川敷や森林への不法投棄増加が予想される。今後、監視や指導啓発、処理など対応方針等があれば説明していただきたい。</p>
森谷委員	<p>今年は上流部でカジカガエルがあまり鳴かなかった。イワナも少なくなった。上流は川幅が狭く、雨が降ると増水し不法投棄されたごみが流れてくる。市は不法投棄防止対策をきちんとしていただきたい。</p>
金子委員	<p>温暖化の影響下、今年は水温が30度以上になったし、冷水病も発生し、アユが少なくなった。</p> <p>不法投棄を注意すると反抗する人もいるので、現場での対応も難しい。</p>
百年の杜推進部長	<p>ごみの不法投棄の問題は重要であると考えている。一方、広瀬川には清掃活動</p>

